

平成25年6月18日

法輪功、張延偉さん（仙台市在住）の  
中国への強制帰国を中止させ、在留資格を  
与えるよう国に求める嘆願書の署名のお願い

自由民主党・県民会議  
議員諸兄の皆様

宮城県議会議員  
相沢光哉

中国共産党が、1999年以降今日まで、反国家的団体として法輪功に苛酷な弾圧を続けていることは、よくご承知と思います。張延偉さんは、5年前すでに日本に来ていた兄の張延輝さんを頼って家族ビザで来日しましたが、わが国では法輪功を学ぶことが自由であることを知り、日本に滞在できるよう難民申請をしてきました。

しかし、わが国には「出入国管理及び難民認定法」という法律にはなっていますが、難民を受け入れる制度はなく、難民認定・不認定の手続のみ定められております。張さんの場合、難民申請は不認定とされたため、異議申立てを続けてきましたが、難民参与員（国が指定した難民認定を行う有識者委員）3名の中1名が難民と認定したものの、過半数に達せず、異議申立ても棄却されました。

張さんは、支援してくれる弁護士らの協力で、現在、改めて難民不認定処分の取消し等を求めて、東京地裁に訴訟を提起し、受理されております。

その最中、仙台入国管理局は、収容中の張さんを一方的に茨城県の東日本入国管理センターに移送し、かつ、中国新潟領事館にその事実を伝達してしまいました。東日本入国管理センターは、強制送還を前提とした施設であることは明らかです。

仙台入国管理局の見解は、張さんの申請や申立てが全て却下されたこと、中国に送還されても法輪功の幹部でない張さんが厳罰に処せられるとは思われない、としていることのように、それは全く保証されることではありません。むしろ張さんが中国出国時に法輪功信奉者であることを隠していたことや、過去に張さんの従兄弟の張延超さんが法輪功修煉者であることを理由に不法逮捕され、拷問にかけられ、殺害されていることの関連性を疑われ、厳しい取り調べを受けて身体・生命の危険にさらされることは、間違いありません。

「嘆願書」にあるように、仙台入国管理局は、仮に張さんを難民として認めなくとも、人道的見地から強制送還を中止し、日本社会における張さんの善良な行為と信用度を正当に評価して、むしろ適切な在留資格を付与すべきであります。まして、東京地裁に訴訟中であることを考えても、法務省所管の一機関が、本人の意思に反して裁判を受ける権利を侵害することは、あってはならないことと思います。

以上から、会派議員諸兄の温かいご理解を賜り、嘆願書をより効果的につかわせていただくため、ご署名のご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

— ご署名は、あくまでも自由意思に基づくもので、強制するものではありません。 —